

# 熊本県公報

号外 第48号  
平成30年12月26日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	2
○熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	（高齢者支援課）	3
○熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例	（くらしの安全推進課）	3
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例	（商工振興金融課）	4
○熊本県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	（農地整備課）	4
○熊本県が管理する港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例	（港湾課）	6

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正【第1条】  
難病の患者に対する医療等に関する法律の施行等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第45号関係）
- 2 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正【第2条】  
次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
  - (1) 公有水面埋立法等に基づく事務のうち、市町管理漁港の区域内の埋立ての免許等に関する事務（別表第1号関係）  
移譲先：宇土市
  - (2) 国有財産法に基づく事務のうち、市町管理漁港の区域内の農林水産大臣の所管に属する国有財産の管理等に関する事務（別表第6号関係）  
移譲先：水俣市、津奈木町
  - (3) 漁港漁場整備法、熊本県漁港管理条例等に基づく事務のうち、県管理漁港の区域内の水域等における占用の許可等に関する事務（別表第12号関係）  
移譲先：水俣市、津奈木町
  - (4) 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受の許可等に関する事務（別表第13号関係）  
移譲先：芦北町
  - (5) 農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務（別表第17号関係）  
移譲先：菊池市
  - (6) 海岸法及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例に基づく事務のうち、海岸保全区域の占用の許可等に関する事務（別表第20号関係）  
移譲先：津奈木町
  - (7) 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置等の届出等に関する事務（別表第38号関係）  
移譲先：美里町
  - (8) 熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾施設の使用等の許可等に関する事務（別表第61号関係）  
移譲先：宇城市（三角港の西港浮棧橋に係る事務）
- 3 1は公布の日から、2は平成31年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

### ◇熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第33条関係）
- 2 検体検査業務の委託に係る基準を追加することとした。（第33条関係）
- 3 その他規定の整理を行うこととした。（第6条、第14条、第46条関係）

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

- 1 携帯電話端末等の契約におけるフィルタリングサービスを利用しない旨の申出等について、電磁的記録での提出又は提供による方法を可能とすることとした。(第18条の3関係)
- 2 少年に対し、次に掲げる行為を行うことを禁止することとした。(第18条の4関係)
  - (1) 少年に拒まれたにもかかわらず、当該少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。
  - (2) 少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。
- 3 罰則について規定することとした。(第21条関係)
- 4 その他規定の整理を行うこととした。(第4条、第21条関係)
- 5 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 条例の名称を「熊本県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改めることとした。
- 2 機構関連事業等に係る特別徴収金の徴収について定めることとした。(第1条、第6条-第11条関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第2条-第4条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 クルーズ港区に関する規制を追加することとした。(第3条、別表第7関係)
- 2 その他規定の整備を行うこととした。(第2条、第3条、別表第1-別表第6関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第60号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中第45号を削り、第46号を第45号とし、第47号から第69号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1号市町村等の欄中「天草市」の次に「、宇土市」を加え、同表第6号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を、「芦北町」の次に「、津奈木町」を加え、同表第12号市町村等の欄中「熊本市、宇土市」を「熊本市、水俣市、宇土市」に、「宇城市、苓北町」を「宇城市、津奈木町、苓北町」に改め、同表第13号市町村等の欄中「氷川町」の次に「、芦北町」を加え、同表第17号市町村等の欄中「山鹿市」の次に「、菊池市」を加え、同表第20号市町村等の欄中「熊本市、宇土市、上天草市、宇城市、氷川町、芦北町」の次に「、津奈木町」を加え、同表第38号市町村等の欄中「合志市」の次に「、美里町」を加え、同表第61号事務の欄中「三角港二号待合所」を「二号待合所及び西港浮棧橋」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。



次に「又は電磁的記録」を、「場合は、当該書面の次に「又は電磁的記録」を加え、「当該書面の内容が記載された」を削り、同項の次に次の1項を加える。  
 6 前2項の場合において、携帯電話インターネット接続事業者等は、前2項の書面の保存に代えて当該書面の内容を記録した電磁的記録を保存することができる。

第18条の3の次に次の1項を加える。  
 (少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第18条の4 何人も、少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。  
 (1) 少年に拒まれたにもかかわらず、当該少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うよう求めること。  
 (2) 少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。

第21条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第18条の4の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則  
 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成30年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第63号**

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例(平成21年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第128条第1項」を「第135条第1項」に、「第127条第2項」を「第134条第2項」に改め、同条第7号中「第133条第1号」を「第140条第1号」に改め、同条第8号中「第133条第2号」を「第140条第2号」に、「第127条第2項に規定する」を「第134条第2項第1号から第4号までに掲げる業務を通じた」に改める。

附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成30年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第64号**

熊本県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和31年熊本県条例第61号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
 熊本県営土地改良事業分担金等徴収条例  
 第1条中「第91条」を「第91条第1項」に改め、「規定に基づき、県営土地改良事業(以下「事業」という。)に係る」を削り、「分担金」という。)の次に「並びに法第91条の2第1項及び第6項の特別徴収金」を加える。  
 第2条の見出しを「(分担金の徴収)」に改め、同条第1項中「分担金(第5条の2に規定するものを除く。次条において同じ。)は、事業を「知事は、県営土地改良事業(県が行う法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。)のうち法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業(第9条及び第10条において「機構関連事業」という。)以外のも(以下「事業」という。))」に、「事業の」を「その事業の」に、「農林大臣の指定するものから」を「土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の11に規定する者から、分担金を」に改める。  
 第3条第1項中「ごとに当該事業費」を「ごときに、事業の事業費」に、「次の各号の国の補助率による区分に従い」を「国の補助率につき、次の各号に掲げる区分に定める」に掲げる見出しを「(分担金の徴収方法)」に改め、同条中「分担金は、毎年9月末日までにその5分の3の額を、3月末日までにその残額を調整して」を「知事は、分担金のうち、その5分の3の額を、毎年9月末日までに、その残額を翌年の3月末日までに」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。



改正する条例をここに公布する。  
平成30年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第65号**

熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条「別表第1に掲げるもの」の次に「以外のもの」を、「別表第2に掲げるもの」の次に「以外のもの」を、「別表第3に掲げるもの」の次に「以外のもの」を、「別表第4に掲げるもの」の次に「以外のもの」を、「別表第5に掲げるもの」の次に「以外のもの」を、「別表第6に掲げるもの」の次に「以外のもの」とし、クルーズ港区の区域内において別表第7に掲げるもの以外のものを加え、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

別表第1中「（商港区の区域内に建設してはならない構築物）」を「（第3条関係）」に改め、「次の各号に掲げる構築物以外のもの」を削り、同表第2号中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業、運送取次事業」に改め、同表第3号中「保険業の」の次に「用に供する」を加え、同表第9号中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改める。

別表第2中「（特殊物資港区の区域内に建設してはならない構築物）」を「（第3条関係）」に改め、「次の各号に掲げる構築物以外のもの」を削り、同表第2号中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業、運送取次事業」に改める。

別表第3中「（保安港区の区域内に建設してはならない構築物）」を「（第3条関係）」に改め、「次の各号に掲げる構築物以外のもの」を削り、同表第1号中「、及び」を「及び」に改める。

別表第4中「（工業港区の区域内に建設してはならない構築物）」を「（第3条関係）」に改め、「次の各号に掲げる構築物以外のもの」を削り、同表第2号中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業、運送取次事業」に改める。

別表第5中「（漁港区の区域内に建設してはならない構築物）」を「（第3条関係）」に改め、「次の各号に掲げる構築物以外のもの」を削り、同表第1号中「、及び第9号」を「及び第8号の3」に改め、同表第2号中「燃料補給施設」を「、燃料補給施設」に改め、同表第5号中「のための」を「に必要な」に改める。

別表第6中「（マリーナ港区の区域内に建設してはならない構築物）」を「（第3条関係）」に改め、「次の各号に掲げる構築物以外のもの」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第7（第3条関係）

- (1) 旅客船又は港湾の旅客のための法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- (2) 旅客船又は港湾の旅客に関連する海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業、自動車賃貸業、観光業その他知事が指定する事業を行う者の事務所
- (3) 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者のための銀行の支店及び保険業の用に供する店舗
- (4) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設、図書館、博物館、水族館、公会堂、展望施設その他知事が指定するこれらに類する施設
- (5) 港湾関係者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
- (6) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、地方入国管理局、検疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
- (7) 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者のための旅館、ホテル、店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設（風俗営業等の用に供するものを除く。）
- (8) 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者のためのガソリンスタンド

附 則

この条例は、公布の日から施行する。